

令和5年第2回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 議案第2号 仁淀川町議会の個人情報の保護に関する条例について
2. 議案第3号 仁淀川町個人情報保護法施行条例について
3. 議案第4号 仁淀川町個人情報保護審査会条例について
4. 議案第5号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
5. 議案第6号 仁淀川町観光条例について
6. 議案第7号 仁淀川町議会委員会条例の一部を改正する条例について
7. 議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第9号 仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
9. 議案第10号 仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第11号 仁淀川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第12号 仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例について
12. 議案第13号 仁淀川町つり銭資金基金条例の一部を改正する条例について
13. 議案第14号 仁淀川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
14. 議案第15号 仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
15. 議案第16号 仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
16. 議案第17号 仁淀川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
17. 議案第18号 仁淀川町国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例について
18. 議案第19号 令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号）について
19. 議案第20号 令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

20. 議案第21号 令和4年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第2号）について
21. 議案第22号 令和4年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
22. 議案第23号 令和5年度仁淀川町一般会計予算について
23. 議案第24号 令和5年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算について
24. 議案第25号 令和5年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計予算について
25. 議案第26号 令和5年度仁淀川町介護保険特別会計予算について
26. 議案第27号 令和5年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算について
27. 議案第28号 令和5年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算について
28. 議案第29号 令和5年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算について
29. 議案第30号 令和5年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算について
30. 議案第31号 令和4年度 林道災害復旧事業 林道下土居桧谷線（台風5号災害（7.30～7.31）・1号箇所）（4年発生）災害復旧工事請負契約の締結について
31. 議案第32号 令和4年度 4災第3号 町道イシセト線道路災害復旧工事請負契約の一部変更について
32. 発議第3号 介護保険制度の改善を求める意見書
33. 発議第4号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書
34. 発議第5号 畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書
35. 発議第6号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書

令和5年第2回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和5年3月7日（火曜日）

10時00分開会

11時37分散会

出席議員（10名）

1 番 議 員	岡 田 良 成	2 番 議 員	藤 堂 賢太郎
3 番 "	藤 原 大	4 番 "	野 村 安 夫
5 番 "	大 野 直 孝	6 番 "	片 岡 智 準
7 番 "	竹 本 文 直	8 番 "	若 藤 敏 久
9 番 "	藤 崎 源 彦	10番 "	大 野 弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	古 味 実	副 町 長	竹 本 雅 浩
教 育 長	黒 川 一 彦	総 務 課 長	大 石 浩 平
企 画 課 長	古 味 仁 志	税 務 課 長	田 代 秀 喜
町 民 課 長	井 上 竜 一	保健福祉課長	谷 脇 昭 仁
産業建設課長	荒 木 紀 和	会計管理者兼出納室長	片 岡 博
教 育 次 長	井 上 健 一	仁淀総合支所長兼地域振興課長	神 岡 孝 司
池川総合支所長兼住民福祉課長	大 原 正 人	仁淀住民福祉課長	大 野 真 智
池川地域振興課長	大 原 成 彦		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日 浦 嘉 平	書 記	安 井 都
--------	---------	-----------	-----------

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回仁淀川町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席番号6番、片岡智準君、7番、竹本文直君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

本件については、2月28日の議会運営委員会で協議を頂いております。

委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、竹本文直君。

○竹本議会運営委員会委員長 おはようございます。議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果を報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告、意見書等の受付状況、取扱い方法等の検討を行いました。その結果、会期は本日から10日までの4日間とし、1日目の本日は、諸般の報告、執行部から議案の上程、提案理由の説明を受け、本会議は散会とし、休憩を挟み、当初予算の説明、学校再編アンケート等についての全員協議会を行います。2日目は休会とします。3日目は一般質問を行い、散会とします。4日目は議案の審議等を行い、閉会といたします。

なお、町長、教育長の行政報告に対する質問は受け付けないこと、また、一般質問の回数は質問事項について3回まで、時間の上限は原則1人1時間となっております。質疑の回数も同一議題は3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、今回、今年度末をもちまして、ここにおられる執行部の課長さんたちが数名退職をされます。それによって、4日目の会議が終了後、退職される各課長さんのご挨拶を受けたいと思いますので、議長、よろしく取り計らいをお願いします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しましてご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○議長 委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日7日から10日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日7日から10日までの4日間と決定しました。

なお、本日の会議予定につきましては、委員長から報告がありましたが、お手元の日程表のとおりです。ご承認をお願いします。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告はお手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご了承をお願いします。

なお、令和4年第6回定例会で議決されました意見書につきましては、關係機関に送付いたしましたので、ご報告いたします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。古味町長。

○町長 おはようございます。それでは、行政報告をさせていただきます。

本日は、令和5年第2回仁淀川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

国は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類を5月8日から5類に移行することを決め、感染者の外出自粛や医療費の負担、マスク着用、医療機関への受診など、これまでと対策が大きく変わり、本格的なウィズコロナ時代の到来となります。しかし、新型コロナウイルスの分類が5類に移行された場合でも、ウイルスが変わるわけではなく、転換期ではありますが、当分は新型コロナウイルス感染症の流行を注視するとともに、移行後も必要な感染対策を続けなければならないと考えております。

5類移行後のコロナワクチン接種ですが、国は、重症化のリスクの高い高齢者などは5月からと9月からの2回の接種を行い、その他希望する全ての人に9月から接種を行う方針です。また、接種費用につきましては、蔓延予防のため3月末まで無料としているワクチン接種を4月以降も1年間無料とし、令和6年度以降に定期接種への移行を念頭に検討を進める見通しです。コロナワクチン接種につきましては、これからも国の動向を注視し、ワクチンの接種体制確保に努めてまいりたいと考えております。

さて、令和5年度一般会計予算案の総額は、令和4年度当初予算総額69億125万1,000円に対し67億7,297万9,000円と、1億2,827万2,000円、率にして1.9%の減となっております。

す。この減は、直診会計繰出金や林業振興センター新築事業の減などが主な要因となっております。

また、地方交付税につきましては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が住民ニーズに的確に応えつつ、地域デジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方財政計画上では1.7%の増となっておりますが、高知県の試算によると、県内市町村の多数が減額となっており、地方交付税全体では昨年度より1,400万円減を見込んでおります。

このように財源の確保が厳しい状況ではありますが、引き続き新年度予算に給食費の実質無償化1,329万5,000円、高校生、大学生等への就学支援給付金518万円などの子育て支援、介護職や保育士の処遇改善として1,568万4,000円、移住定住の促進として、空き家住宅改修工事費2,064万8,000円、脱炭素の取組検討による計画策定支援業務1,000万円によりカーボンニュートラルの実現に向けた対応など、将来を見据えた予算編成ができたものと考えております。

次に、人口減少・高齢化の進行に伴う社会情勢の変化や、アフターコロナの観点を含め、新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応することが求められております。一方で、自治体間競争が激しさを増す中で、若い世代が住みたい町、町民が住んでよかったと思う町として暮らしていけるまちづくりの推進が急務であります。このことから、昨年12月議会で議決いただきました仁淀川町課設置条例の一部を改正する条例による組織変更に伴い、持続可能な行政運営の実現を目指し、限られた職員の中で質の高いサービスを提供するため、町民目線での効率的、効果的な行財政運営が実施できるよう、本庁支所間や部署間同士で4月1日に向けて業務が停滞することがないように連携、調整を進めております。

次に、国は、令和4年度中にほとんどの国民にカードが行き渡ることを目指すとし、マイナポイントの追加や保険証の利用申込み、公金の受取口座の登録で最大2万円のポイント付与など、普及促進を加速させる一方で、普及促進に努力している自治体ほど補助金が優遇される仕組みを明確に制度化しております。

本町におきましても、マイナンバーカードの普及促進と新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済の活性化のため、1月議会臨時会においてマイナンバーカード普及促進事業費の補正予算を計上させていただきました。既にカードを取得されている方には3月末に商品券を送付し、また、2月中に申請をして4月30日までにカードを取得した方には5月末に送付を行います。その結果、本町の申請数は伸びているものの、全国的

な駆け込み申請等もあり、本町のマイナンバーカードの2月末時点における取得率は53.3%で全国平均取得率63.5%を下回っております。

今後におきましても、4月末まで平日受付体制の強化と休日窓口の増設、夜間窓口の開設により対応しておりますので、カードを取得されていない方はぜひこの機会に申請をしていただくようお願いいたします。

次に、今年度取組を開始しました農福連携に対応した清流ファーム合同会社のリーフレタスとベビーリーフの水耕栽培施設等が今年の1月に完成しました。3月1日に正式に開所し、現在は町内から5名の方を雇用しております。障害者雇用につきましては、今後6名まで増やすことを目指し、引き続きハローワークを通じて募集を行っております。今後におきましても、障害者が自立し、安定した生活基盤を築くことができるよう、官民一体となってこの農福連携に取り組んでまいります。

最後に、今議会に提案しております31件の案件の内訳は、条例の制定や一部改正議案17件、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算議案4件、令和5年度当初予算議案8件、工事の請負契約の締結1件、工事の変更契約議案1件となっております。

これらの議案の提案理由につきましては、副町長から説明しますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 次に、教育長の報告を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 おはようございます。それでは、教育委員会関係の行政報告をいたします。まず、学校の状況等についてご報告します。

12月23日と1月25日に、路面の積雪・凍結によりスクールバスの運行が中止となったため、児童生徒の安全を最優先に考え、小中全校を終日休校といたしました。1月25日については、積雪は少ない状態でしたが、実際、路面の凍結によりバスがスリップし、危険な状況であったため、休校の措置を取らざるを得ませんでした。保護者の方への連絡が遅れ、大変ご迷惑をおかけしました。今後、できるだけ早く保護者の方へ連絡が行き届くよう努めてまいります。

次に、中学校では、6日、7日と公立高校入試A日程が行われております。昨日は、体調不良等、欠席することなく、全員無事に受験できました。あとは、本日の面接を頑張ってください、それぞれの希望校に合格できることをお祈りいたしております。

次に、卒業式につきまして、中学校は3月11日に、小学校は3月23日に、保育施設では、

長者・ふたば・大崎保育所が3月11日に、池川保育園が3月18日に、いずれも昨年同様に、規模縮小、来賓なしでの式典となります。陰ながら進級・進学をお祝いさせていただきます。なお、式典中のマスクの着用につきましては、保護者以外、また、校歌斉唱等、複数で声を出すとき以外は原則マスクなしで行う予定としております。

次に、児童生徒数の動向につきましては、今年度、小学校3校合わせて21名が卒業、新年度、19名が入学、また、年度内の転入・転出による3名減を含め、児童総数は135名となり、4年度と比較し5名の減となる見込みです。中学校は2校合わせて20名が卒業、21名が入学、また、年度内の転入・転出はあるものの、増減はゼロで、生徒総数は68名となり、4年度と比較し1名増となる見込みです。

次に、スポーツの面におきまして、3月26日から28日に熊本県で開催される第19回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会、高知県選抜メンバーに、池川中学校から岡崎猛君、掛水凜空君、金尾翔人君の3名が選出されました。健闘を祈っております。

次に、学校給食業務の委託先につきましては、去る2月8日にプロポーザルによる入札を行い、令和5年度からは日本国民食株式会社に委託する予定とさせていただきました。今議会の当初予算のご承認が頂けましたら、4月1日に契約を締結することとしております。その業者は全国展開をしており、高知県内では20年間以上の実績があり、現在、安芸市、香美市、芸西村から委託を受け、学校給食業務を行っております。合併前から学校給食業務を担っていただきましたJA様には感謝を申し上げます。5年度から委託業者は替わりますが、安心・安全な学校給食の提供のため、しっかりと管理に努めていきたいと思っております。

次に、皆様のお手元にお配りさせていただきました第2期仁淀川町教育振興基本計画につきましてご説明させていただきます。この計画は、国の教育振興基本計画を基に、平成25年から10年間の計画を策定しておりました。このたび計画期間の満了を迎え、新たに第2期の計画を策定するものです。就学前の教育、学校教育、生涯学習に区分し、それぞれの目標を立てたものとなっております。後ほどお目通しいただければ幸いです。

次に、牧野富太郎博士に係るイベントにつきまして、当教育委員会では、4月29日から5月7日にかけて、「青年牧野富太郎と仁淀川町の植物たち」展を仁淀川町役場本庁1階多目的ホールで開催いたします。佐川町出身の牧野富太郎氏が、青年時代、仁淀川町内で採取した数多くの植物に命名し、世に送り出した、その事実があまり知られていません。4月からNHK朝ドラ「らんまん」が放送されるこの機会に、仁淀川町の自然の豊かさや

環境問題、植物保全の課題にも関心を持つきっかけになればと計画をさせていただきました。町内の希少な植物の写真など、貴重な資料を展示しておりますので、ぜひお越しただけたらと思っております。

次に、12月後半から1月前半にかけて実施させていただきました学校再編に関するアンケートにつきましては、今議会の一般質問にございますので、ここでは差し控えさせていただきます。

最後に、本定例会に提案させていただいております議案等の主なものについてご説明します。

条例関係では、仁淀川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての議案3件を提案しております。

また、令和4年度補正予算につきましては、主に単価の高いゼロ歳児の増により、保育所運営委託料359万9,000円の補正などを計上しております。

令和5年度当初予算につきましては、主立った事業として、保育所運営委託料1億6,619万5,000円、高等学校等通学給付金1,656万円、仁淀川町奨学資金高等学校分のみを対象としていた奨学金返還支援補助金について、大学等も対象とし、また日本学生支援機構など、その他の奨学金も対象とし、町内居住の推進を図るもので、対前年度417万6,000円増の522万円、就学支援給付金518万円、放課後子ども教室1,224万円、学校給食賄い材料費1,797万6,000円、給食業務委託料2,450万円などを計上させていただいております。

適切にご審議を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

それでは、議案の上程を行います。

日程第4、議案第2号、仁淀川町議会の個人情報の保護に関する条例についてから、日程第34、議案第32号、令和4年度 4 災第3号 町道イシセト線道路災害復旧工事請負契約の一部変更についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認願います。

日程第 5、執行部に提案理由の説明を求めます。議案第 2 号から議案第32号までを竹本副町長。

○副町長 おはようございます。それでは、今議会に提出しております議案についてご説明申し上げます。

議案書 1 ページ、議案第 2 号から説明をいたします。

議案第 2 号、仁淀川町議会の個人情報の保護に関する条例について。

仁淀川町議会の個人情報の保護に関する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和 5 年 3 月 7 日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、令和 3 年の個人情報保護法の一部改正により、令和 5 年 4 月 1 日から地方公共団体に対しても同法が適用されることに伴い、本条例を制定するものであります。

施行日は令和 5 年 4 月 1 日からとしております。

次に、議案書26ページをお開きください。

議案第 3 号、仁淀川町個人情報保護法施行条例について。

仁淀川町個人情報保護法施行条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和 5 年 3 月 7 日提出、仁淀川町長古味 実

これも議案第 2 号と同じく、令和 3 年の個人情報保護法の一部改正により本条例を制定するものであります。

施行日は令和 5 年 4 月 1 日からとしております。

次に、議案書29ページをお開きください。

議案第 4 号、仁淀川町個人情報保護審査会条例について。

仁淀川町個人情報保護審査会条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和 5 年 3 月 7 日提出、仁淀川町長古味 実

これも議案第 2 号及び第 3 号と同じく、令和 3 年の個人情報保護法の一部改正により本条例を制定するものであります。

施行日は令和 5 年 4 月 1 日からとしております。

次に、議案書32ページをお開きください。

議案第 5 号、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条

例について。

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、令和5年10月1日から消費税額の仕入税額控除に関する適格請求書等保存方式が施行されることに伴い、町の行う役務の提供等に関する使用料及び手数料の表示等に所要の改正を行うため、本条例を制定するものであります。

施行日は令和5年4月1日からとしております。

次に、議案書46ページをお開きください。

議案第6号、仁淀川町観光条例について。

仁淀川町観光条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、観光の振興について基本的事項を定めることにより、活力ある地域づくり、交流人口の拡大、町経済の持続的な発展及び住民生活の向上に資するため、本条例を制定するものであります。

施行日は令和5年4月1日からとしております。

次に、議案書50ページをお開きください。

議案第7号、仁淀川町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町議会委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、令和5年4月1日からの行政組織変更に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和5年4月1日からとしております。

次に、議案書52ページをお願いします。

議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、人事院規則の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を

改正するものであります。

施行日は令和5年4月1日からとしております。

次に、議案書54ページをお開きください。

議案第9号、仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する顧問等を設置するに当たり、当該規定による職の報酬を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和5年4月1日からとしております。

次に、議案書56ページをお開きください。

議案第10号、仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、令和5年4月1日からの行政組織変更に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和5年4月1日からとしております。

次に、議案書58ページをお願いします。

議案第11号、仁淀川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、人事院勧告等により、給与制度の見直しに伴う所要の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和5年4月1日からとしております。

次に、議案書62ページをお開きください。

議案第12号、仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正

する条例について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、仁淀川町個人情報保護条例の廃止に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和5年4月1日からとしております。

次に、議案書64ページをお開きください。

議案第13号、仁淀川町つり銭資金基金条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町つり銭資金基金条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、釣銭資金を円滑に運用するため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和5年4月1日からとしております。

次に、議案書の66ページをお開きください。

議案第14号、仁淀川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和5年4月1日からとしております。

次に、議案書68ページをお開きください。

議案第15号、仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、令和4年児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正及び令和4年民法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の

施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和5年4月1日からとしております。

次に、議案書71ページをお開きください。

議案第16号、仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、令和4年特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

次に、議案書74ページをお願いします。

議案第17号、仁淀川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、令和5年健康保険法施行令等の一部を改正する政令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和5年4月1日からとしております。

次に、議案書76ページをお開きください。

議案第18号、仁淀川町国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、大崎診療所歯科においてインプラント治療を開始することに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

○議長 暫時休憩します。

午前 10 時 40 分 休憩

午前 10 時 55 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、引き続き議案第19号から提案理由の説明を副町長お願いします。

○副町長 それでは、引き続き議案第19号から説明をさせていただきます。

78ページです。

議案第19号、令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号）について。

令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和4年度仁淀川町一般会計補正予算書（第6号）の1ページをお開きください。

令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号）。

令和4年度仁淀川町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,751万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億8,161万6,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

まず、歳入でございますが、詳細につきましては10ページから17ページをご参照ください。

10ページの10款地方交付税は、普通交付税については、留保財源の全額を予算化し、2億2,517万3,000円の補正、特別交付税については、確定していないため、留保分の一部予算化による1億3,200万円の補正でございます。

11ページの14款国庫支出金は、全て事業費の確定等による補正となります。主なものは、保育所運営費負担金426万6,000円などの補正で、減額補正は、公共土木施設災害復旧費負担金8,304万5,000円、地域木造振興事業補助金207万円、浄化槽補助金114万9,000円、社会資本整備総合交付金1,383万8,000円、道路メンテナンス事業費補助金515万7,000円などでございます。

12ページの15款県支出金は、国庫支出金と同じく事業費の確定等による補正でございます。主なものは、乳幼児医療費補助金57万5,000円、鳥獣被害防止総合対策交付金50万円、林道改良事業費補助金1,200万円などの補正で、減額補正は、浄化槽補助金101万5,000円、林道施設災害復旧費補助金800万円などでございます。

13ページの16款財産収入は、長者地区の法定外公共物及び旧集会所等の不動産売払収入41万円、公用車の物品売払収入34万9,000円の補正でございます。

14ページの17款寄附金は、大阪市の仁淀鉄鋼株式会社様からの一般寄附金80万円、ふるさと納税寄附金500万円の補正でございます。

15ページの18款繰入金は、全て減額補正で、財源にめどが立ったことによる財政調整基金繰入金1億77万円。その他は事業費の確定等による調整でございます。

16ページの20款諸収入も事業費の確定による補正でございます。

17ページの21款町債は、国の補正に伴う事業の補助裏の財源確保及び事業費の確定等による増減の補正でございます。

次に、歳出でございますが、詳細については18ページから28ページをご参照ください。

18ページの1款議会費は、人件費調整分として、職員手当等20万4,000円の減額補正でございます。

19ページから20ページの2款総務費は、早期退職者等に関する退職手当組合負担金670万円、ふるさと納税の件数増による手数料、代行委託料及びシステム使用料の合計250万円などの補正で、減額補正は、県派遣職員給与等負担金600万円、空き家・仕事相談員の退職に伴う報酬及び職員手当等197万2,000円、その他事業費の確定によるものでございます。また、そのほかにも、人件費調整のための増減補正と財源振替を行っております。

21ページの3款民生費は、子ども家庭支援員の報酬3万4,000円の補正のほかは、事業費の確定等による増減の補正と財源振替を行っております。

22ページの4款衛生費は、事業費の確定等による増減の補正でございます。

23ページの5款農林水産業費は、有害鳥獣捕獲買上金159万5,000円、下土居桧谷線改良事業に要する測量設計委託料550万円、工事請負費は下土居桧谷線と成川檜山線改良工事費1,480万円の補正で、減額補正は、転落防止柵設置工事90万円と林業研修生用住宅改修工事2,000万円でございます。その他、財源振替も行っております。

24ページの6款商工費は、国際情勢の影響等により工事材料の調達が見込めないことから、中津溪谷ゆの森の温泉用井戸修繕に要する工事費933万8,000円の減額補正でございます。

す。なお、この工事は令和5年度予算での対応を考えております。

25ページの7款土木費は、加枝及び泉川地区の急傾斜地崩壊対策事業に関する負担金200万円の補正、その他は事業費の確定等による減額補正でございます。

26ページの8款消防費及び27ページの9款教育費は財源振替でございます。

28ページの10款災害復旧費は、実績見込みによる減額補正でございます。

29ページの12款諸費は、施設等整備基金及び地域雇用創出推進基金にそれぞれ8,000万円を積み立てる補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は4,751万5,000円の減額補正で、補正後の合計は76億8,161万6,000円となります。

次に、予算書の6ページに戻りまして、第2表繰越明許費補正をご覧ください。

空き家活用住宅改修事業1,032万4,000円、道路環境等緊急整備事業800万円、県営林道事業負担金2,300万円、道整備推進交付金事業8,800万円の繰越等、今回の補正額は2億1,612万4,000円で、補正後の合計は6億1,734万2,000円となります。

続いて、予算書7ページの第3表地方債補正は、財源構成の見直しによる限度額の減額補正となっております。

それでは、議案書に戻っていただきまして、79ページをお開きください。

議案第20号、令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、別添の令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）の1ページをお開きください。

令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度仁淀川町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,738万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,873万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の詳細は6ページから11ページをご参照ください。

主な内容ですが、歳入につきましては、保険給付費の見込み減による調整、その他財源の確定及び調整等の増減の補正となっております。歳出につきましては、6款諸支出金の事業費確定による直診会計繰出金261万6,000円の補正で、減額補正は、2款保険給付費の見込み調整による1億3,000万円でございます。また、4款保険事業費で財源振替を行っております。

以上の結果、歳入歳出の補正額は1億2,738万4,000円の減額補正で、補正後の合計は7億4,873万2,000円となります。

それでは、議案書に戻っていただいて、80ページをお願いします。

議案第21号、令和4年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第2号）について。

令和4年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和4年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお開きください。

令和4年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度仁淀川町の国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ625万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,229万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の詳細は6ページから8ページをご参照ください。

歳入につきましては、1款一般診療収入は、実績見込みによる増減の補正で、外来収入その他の診療収入を合わせまして2,540万円の減額補正、4款繰入金は、一般会計繰入金223万4,000円、事業勘定繰入金261万6,000円の補正でございます。歳出につきましては、人件費調整分として総額625万円の減額補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は625万円の減額補正で、補正後の合計は4億9,229万円

となります。

それでは、議案書に戻って、81ページをお開きください。

議案第22号、令和4年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

令和4年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和4年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお開きください。

令和4年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度仁淀川町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ178万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,207万3,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の詳細は6ページから9ページをご参照ください。

主な内容は、歳入につきましては、1款保険料は、収納見込みの調整として総額で128万1,000円の減額補正、2款繰入金及び3款繰越金は、事業確定等による増減の補正となっております。歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金の支払見込額の調整として178万2,000円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は178万2,000円の減額補正で、補正後の合計は1億3,207万3,000円となります。

それでは、議案書に戻って、82ページをお願いします。

議案第23号、令和5年度仁淀川町一般会計予算について。

令和5年度仁淀川町一般会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案第23号から第30号までの令和5年度予算の内容の説明につきましては、この後予定されております議員全員協議会の場に譲ることといたしまして、この場では詳細な説

明は省かせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

別添の令和5年度仁淀川町一般会計予算書の1ページをお開きください。

令和5年度仁淀川町一般会計予算。

令和5年度仁淀川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ67億7,297万9,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、議案書に戻って、83ページをお開きください。

議案第24号、令和5年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算について。

令和5年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和5年度仁淀川町特別会計予算書の1ページをお開きください。

令和5年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算。

令和5年度仁淀川町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億8,036万1,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ

の最高額は1億円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、議案書に戻っていただき、84ページをお願いします。

議案第25号、令和5年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計予算について。

令和5年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和5年度仁淀川町特別会計予算書の29ページをお願いします。

令和5年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計予算。

令和5年度仁淀川町の国民健康保険直診勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億1,657万9,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、議案書に戻って、85ページをお願いします。

議案第26号、令和5年度仁淀川町介護保険特別会計予算について。

令和5年度仁淀川町介護保険特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和5年度仁淀川町特別会計予算書の59ページをお開きください。

令和5年度仁淀川町介護保険特別会計予算。

令和5年度仁淀川町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億9,993万8,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は8,000万円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、議案書に戻って、86ページをお開きください。

議案第27号、令和5年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和5年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和5年度仁淀川町特別会計予算書の87ページをお開きください。

令和5年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度仁淀川町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,736万5,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、議案書に戻って、87ページをお願いします。

議案第28号、令和5年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算について。

令和5年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算について、地方自治法第96条の規定によ

り議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、別添の令和5年度仁淀川町特別会計予算書の101ページをお開きください。

令和5年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算。

令和5年度仁淀川町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,402万1,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、議案書に戻って、88ページをお開きください。

議案第29号、令和5年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算について。

令和5年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和5年度仁淀川町特別会計予算書の121ページをお開きください。

令和5年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算。

令和5年度仁淀川町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,436万7,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、議案書に戻って、89ページをお開きください。

議案第30号、令和5年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算について。

令和5年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和5年度仁淀川町特別会計予算書の139ページをお願いします。

令和5年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算。

令和5年度仁淀川町の会計事務集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,097万3,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、議案書に戻っていただいて、90ページをお開きください。

議案第31号、令和4年度 林道災害復旧事業 林道下土居桧谷線（台風5号災害（7.30～7.31）・1号箇所）（4年発生）災害復旧工事請負契約の締結について。

下記工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 令和4年度 林道災害復旧事業 林道下土居桧谷線（台風5号災害（7.30～7.31）・1号箇所）（4年発生）災害復旧工事 |
| 2. 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3. 契約金額 | 5,597万4,600円 |
| 4. 契約の相手方 | 有限会社草苅地工 |
| | 代表者 住 所 吾川郡仁淀川町長者丙1932の1 |
| | 氏 名 代表取締役 梶屋慶男 |

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、令和4年度林道災害復旧事業下土居桧谷線（台風5号災害（7.30～7.31）・1号箇所）（4年発生）災害復旧工事の一般競争入札を行った結果、有限会社草苅地工が落札し、2月28日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

事業の概要は、施工延長46mで、のり面保護工2,314.8㎡等の施工となっております。

次に、議案書の91ページをお願いします。

議案第32号、令和4年度 4 災第3号 町道イシセト線道路災害復旧工事請負契約の一部変更について。

下記工事の契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

1. 契約の目的 令和4年度 4 災第3号 町道イシセト線道路災害復旧工事
2. 契約金額 変更前 1億7,073万5,400円
変更後 1億5,412万1,000円
3. 契約の相手方 株式会社晃立
住 所 高知市桜馬場8番20号
氏 名 代表取締役 嶋崎勝昭

令和5年3月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、議会の議決に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約において、500万円以上の変更契約であるため、議会の議決を求めるものであります。

令和4年6月の議会定例会で議決を頂き、本年度施工しております令和4年度 4 災第3号 町道イシセト線道路災害復旧工事におきまして、令和4年11月に基本試験を実施したことにより、アンカー工が減となったため、事業内容を変更するものであります。

事業の概要は、アンカー工2,482mが2,058mとなり、424mの減少となるもので、このことにより契約金額が1,661万4,400円の減額となっております。

以上で私からの提出議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時36分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、これで本会議は散会いたします。

午前11時37分 散会